牧地争いをめぐる語りと実践

― 中国内モンゴル自治区の1事例より ―

尾　崎　孝　宏

はじめに

かつて筆者は、中国内モンゴル自治区四子王旗で行った現地調査に基づき、現地の土地制度および政策の実践と牧畜民の関係から、制度実践の多様性をもたらすメカニズムの一端を提示することを目的に、野外での放牧に対する制限政策である「禁牧」に着目し、本政策をめぐる現地の状況について分析を行った（尾崎　2011）。

それに対し本稿は、同じく四子王旗東部の牧畜地域の事例に基づく報告ではあるが、その着目する点は、ある牧民がそのライフヒストリーの中で、多かれ少なかれ政策的な、あるいは地方政府の判断と言った方が正確かもしれないが、いずれにせよ制度や権力をつかさどる側との関係に起因する牧地争いをいかに経験し、それをどう認識し、また対応しているかという側面である。そして本報告において特徴的な点は、後述するようにインフォーマントたる牧民の牧地争いの相手に、中国人民解放軍が加わるところにある。

その意味で、本報告が「禁牧」のような一般性を持ちうるかという点については若干の留保が必要である。また、本報告が言及する「事実」は、あくまでも自らの牧地を何とかして守りたいと考えているモンゴル族牧民側の視点から描き出されたものであり、土地を収用しようとする中国人民解放軍、あるいは地方政府の視点から見れば、「事実」は異なった像を結ぶ可能性は否定しえない。

ただしその点を差し引いても本報告は、「禁牧」とは異なる文脈においてではあるが、現場レベルにおける、ある種の制度実践の多様性をもたらすメカニズムの一端を明らかにしうるものであるといえよう。また、本報告の牧地争いをめぐる語りや実践は、現代中国社会における少数民族のエスニシティの在り方、あるいは紛争や問題解決の在り方の典型的な一類型を示しているように思われる。特に後者に関しては、あとで詳述するように、モンゴル族牧民が紛争解決の回路として「上訪」（シャンファン）を利用する事例が示される。

現代中国の社会問題を研究している阿古によると、この「上訪」（シャンファン）は、「信訪」（シンファン）ともいい、中国特有の陳情制度であるという。具体的には、例えば県・旗など、本来であれば現在自分が抱えている問題を解決すべきレベルの地方政府が、問題の一方の当事者であるなどという理由で問題解決に消極的であったりする場合、上級機関である地区や省、中央などの関係部門に直接出向き、支援を求めることを指している。「上級機関」に「信」（訴状）を持って「訪問」するため、「上訪」「信訪」と呼ばれているという。北京南駅周辺にはかつて「上訪村」と呼ばれるエリアがあり、地方から北京に「上訪」に来た陳情者が、多いときには3万人も住んでいたが、この「上訪村」は、2011年に開業した北京＝上海間の高速鉄道計画に伴う再開発により、ほとんどが立ち退かされたという（阿古　2009:33-35）。なお、中国では「上訪」は「国務院信訪条例」により法制化された合法行為であるが（富窪　2008:51）、その一方で、「上訪」に訴えて北京までやってくる人々

が多い地域は地元の対応が不適切であったとみなされる可能性があり、その結果「政績」つまり政治上の業績を低く評価されることを恐れる地方政府関係者が、様々な手段を講じて陳情を妨害することもあるとされている（阿古　2009:36-37）。

なお本報告では、こうした実情にかんがみ、インフォーマントに不利益な影響が及ぶ懸念から、彼らの居住地に関する明言は避け、また個人的な背景に関しても、筆者の他の論文における記述のスタンダードと比較して、意図的に情報量を落として記述した部分もあることをお断りしておく。筆者の認識としては、本報告を目にした第三者が、それなりの時間と労力をかけて様々な情報を収集・分析すれば、少なくとも居住地の特定は容易であり、また個人レベルの推定も不可能ではないだろうと想像している。だがその一方で、ネット検索での検索結果に挙げられることは回避しうるという意味において、このような匿名化や情報量の削減には一定の効果があるものと考えている。

調査方法およびインフォーマント

本報告における各種情報は、四子王旗東部のAソムに居住する牧民である、B氏の家族から得られたものである。なお、B氏自身は故人であり、その後の牧畜経営はB氏の息子たちが行ってきた。筆者は、B氏の息子の1人とのインタビューを通じて、本報告に関わる情報の提供を受けたが、インタビューの場所は彼らの牧地が存在するAソムではない。そのため、筆者は彼らの牧地の状況を実見していないことを予めお断りしておきたい。またインタビューに加え、必要に応じ、電話等の手段を通じて、彼らの知人等から補足情報の提供も受けた。なお、本インタビューに際しては、現地状況の解説や現地語の解釈において、ダゴラ氏（奈良女子大学人間文化研究科博士後期課程）の多大なる支援を受けた点をここに特記しておきたい。

B氏は1930年代末の生まれで、1960年代にAソムへ移住してきたモンゴル族の牧民である。B氏の出生地はチャハル省（当時）[(1)]の張北県であり、モンゴル族の下位分類である部族レベルでの分類ではチャハル族に属する。B氏の移住理由は、南から押し寄せる漢族農民の移民および開墾の圧力を嫌気し、移動牧畜に適した広い牧地を求めて北の草原へ移住するという、チャハル地域では一般的なものである。なお、B氏は張北県から3回目の移住で、Aソムへたどり着いたという。

B氏の家族の認識としては、かつて内モンゴルは自前の軍隊を有しており、実力で漢族農民の移住を防いでいた。あるとき、土地の開墾をめぐる民族間の紛糾が発生し、漢族の農民300名ほどが包丁などをもって押し寄せてきた際には、モンゴル族のガチャ長が小銃を発砲して応戦したこともあったという。なお、その際にはガチャ長が、自分が責任を取るからと言って他のモンゴル族には発砲させなかったそうであるが、文化大革命期までは、モンゴル族の青年・壮年層の男性はほとんど全員が自前の武器を持っており、B氏は射撃の名手であったという。

また彼らは、1964年を内モンゴルと毛沢東の関係性の転換期として認識していた。この年は、中華人民共和国が核兵器開発に成功した年である。そして、それまでは内モンゴルの軍事力は毛沢東が率いる中国共産党中央の軍事力に引けを取らないものであり、事実1959年のチベット動乱においても、中国共産党中央だけでは戦力不足のため、内モンゴルの騎兵隊が鎮圧に派遣されている。ところが核兵器を作ってから、毛沢東は自信を持つようになり、少数民族地域に対する強気の政策を

とるようになったのだという。実際、少数民族地域への抑圧がさまざまな形で行われた文化大革命は、その2年後に開始することになる。

なお、内モンゴルの自前の軍隊が存在した頃には、外国と戦争になっても、少数民族は交戦部隊に入らなくていい、という話を聞いていたという[(2)]。これを、当時少数民族の軍事力は彼らがある程度自由に行使できたものであったと理解するべきか、あるいは中国共産党中央が少数民族の軍事力を信用していなかったと理解すべきかについては議論の余地があり、おそらくは時期による意味合いの違いが存在したと想像されるが、いずれにせよ、かつてモンゴル族の手元には小銃程度の銃器はあり、それを自律的に行使する余地はあったということになろう[(3)]。

こうした、モンゴル族の軍事的な自律性が完全に失われたのは、1990年代のことであるという。この頃、中華人民共和国建国以来の、あるいはそれ以前の地方軍閥以来の「伝統」ともいえるような、一地方ないしは軍司令官の個人的紐帯をユニットとするような軍隊の在り方が、中央のコントロール下に組み込まれていく過程が存在し、その中で「内モンゴルの軍隊」というべきユニットも消滅し、同時に社会に流通していた銃器も1995年までにすべて回収させられたという[(4)]。それによって、内モンゴルのモンゴル族は完全に軍事的な対抗手段を失い、彼らの言葉によれば「(モンゴル族に)何をしてもいい」状況になったという。

おそらくは、上述のような家族レベルでの経験や、集合表象としてのモンゴル族の過去の記憶を背景として、B氏および彼の家族の言説は、多分に民族主義的な色彩を帯びている。そして、これから述べる土地争いの構図も例外ではなく、基本的に「我々モンゴル族牧民」と、彼らの牧地を、ひいては牧畜という生業やモンゴル文化の存続を危うくする「漢族」との対立という図式で語られている。なお、後者の中には流入する漢族農民や漢族牧民、国家レベルでの政策を策定・実行する中央政府および中国共産党、そしてその現地の出先機関という色彩の強い現在の地方政府と中国人民解放軍といった、様々なレベルの人物や組織が内包されており、最終的にはそうしたアクターが「漢族」ないし「中国（人）」を意味する「ヒャタド」というモンゴル語で括られている。なお、筆者の経験上、こうした括りは内モンゴルのモンゴル族において、特に珍しい認識形態ではないと思われる。

なお、B氏は1980年代半ばまでガチャ（旧生産大隊）の幹部であったが、「政治が悪くなり、一般の人々のために行われなくなった」ことに憤慨して辞職し、その後病気にかかったが病院に行こうともせず、1990年に亡くなったという。

牧地争いの構図

さて、このように、自身の来歴からして牧地争いへの消極的な対応として張北県からAソムへ移り住んできたB氏であるが、現在彼らの息子たちが直面している牧地の問題は、以前のそれとは質的に異なっている。というのも、かつての牧地は地元のモンゴル族の共同利用地という性格が強く、個人レベルでの厳密かつ排他的な利用権を設定しない形で季節移動を伴いながら牧畜を行う土地であったのに対し、現在の牧地は、利用権という側面から見る限り、ほぼ私有地と同様になっている。こうした状況が内モンゴル全体に広がっている結果、ある牧民の家族が家畜を放牧しうるのは自分

たちが利用権を持つ牧地に限られ、現在の牧地を放棄すればもはや移住先はなく、牧畜を放棄せざるを得ない状況にある。そして、後述のように、こうした背景が、現状の問題をより深刻化させているのである。以下では、今日に至る問題が深刻化していく歴史的背景と、その具体的なアクターについて述べていくことにする。

B氏がAソムに移住してきた1960年代は、中華人民共和国において社会主義的な政策が実施されていた時期であり、その意味において土地の所有権というものは問題とならない時期であった。またこの時期は、1950年代末の大躍進政策、1960年代末の文化大革命といった大きな政治的・社会的動乱が繰り返し発生していた時期でもあり、その結果モンゴル族牧民の生活形態は、旧ソ連が目指した「発展」のモデルのように定住化を促進させられることもなく(5)、Aソムにおいても牧民はゲル住まいの季節移動を伴う牧畜に従事していた。その後も1980年代に至るまで大きな変化はなく、たとえばB氏の末息子が出生した1973年当時、彼らの家族はゲルに居住し、人民公社の共有家畜を放牧する生活であった。

こうした生活形態に変化が生じたのは1980年代、中華人民共和国において人民公社が解体され、改革開放政策が実施されたことに端を発する。まず1983年に家畜が私有化され、かつての共有家畜が個人に分配されたことに続き、同年から牧地の利用権も世帯を単位として分配され始めた。ただし、牧地の分配に際してはAソムへの居住歴によって差がつけられ、およそ1960年以降に移住してきた世帯を「新参世帯（シン＝アイル）」として、それ以前から現地に居住している「古参世帯（ホーチン＝アイル）」よりも小面積の牧地しか分配されなかった。B氏も「新参世帯（シン＝アイル）」として牧地の分配を受け、夏秋営地と冬春営地の2箇所、合計5000ムー（約3.3平方キロメートル）の牧地を得たという。

なお、Aソムでは1986年頃から牧地を囲い込む柵が作られ始めたという。当初は冬用の草刈地を囲っていたものが、1990年代を通じて牧地をめぐる紛糾が頻発する中で、最終的には全ての牧地を柵で囲うようになるというプロセスは、基本的に内モンゴルの他地域でも同時代的に進行した現象の1バリエーションであると理解可能である(6)。

なお、B氏の居住していたガチャにおいては、牧地争いを激化させる要因の一つとして、漢族の牧地への流入があったと認識されている。彼らのガチャは元々牧畜地域であり、1980年代以前に現地へ流入してきた漢族は少数の商人に限られていた。また、1983年から始まる牧地分配に際しても、漢族には牧地を与えないという現地のルールに即し、彼らに土地が分配されることはなかったという。ところがその後、主として四子王旗南部の農業地域から漢族が流入し、土地を得て農牧業に従事するようになった。そうした現象の背景として、本来モンゴル族牧民の権利を守るべきガチャ長などの地方幹部が腐敗し、贈収賄などを通じて漢族の流入と土地利用を許したと現地のモンゴル族牧民は認識しているという。なお、彼らの記憶によれば、特に1990年代はこうした傾向が顕著であった。

また他方で、1990年代は、牧地の狭小化や政府が徴収する税費の増大に負担を感じ(7)、牧畜の将来性を悲観すると同時に、市場経済の浸透と経済成長をビジネスチャンスと感じた現地の30～40代のモンゴル族牧民がこぞって牧畜以外のビジネスに投資した時期であったという。またそれゆえ、

この時期はモンゴル族牧民の間で家畜や牧地にあまり大きな関心が払われなかったそうである。つまり上述のような漢族の流入を許したモンゴル族の社会的な雰囲気は、こうした投資ブームと表裏一体の関係であったことが看取できる。

ただし、商売の才覚がなく、言語的なハンディも抱えていると自ら認める彼らのビジネスは、そのほとんどが失敗に終わり、結果として多くの財産を失う事例が続発したという。例えばB氏の子供の１人は、所有していたウマ40頭、ウシ40頭、ヒツジ500頭を2年で全て失ったという。これは、家畜を換金し、牧畜よりも利益の大きそうなビジネスに投資したものの、失敗したり資金を騙し取られたりした結果である。なお、上記の家畜頭数は、牧畜だけで1世帯が十分な生活を営める規模である。

こうした投資ブーム失敗の後、再びモンゴル族牧民の間では、「我々はヒツジと一緒であれば生きていけるが、離れたら死ぬしかない」という古老の言葉に代表されるような牧畜の見直しが起こり、2000年頃より牧地の重要性が強く認識されるようになったという。また2000年代前半から始まる税費改革の一環として農業税が廃止されるなど、牧民をめぐる税制面での改善もあり、今日に至っている。ただし、同時期に始まる鉱物資源の採掘ブームにより、従来とは異なる形での牧地紛争発生の可能性を懸念しながら生活しているというのが[(8)]、Aソムをはじめとする内モンゴル牧民の一般的状況である。

ただし既に述べたように、B氏が分配された牧地に関する限り、牧地争いの究極的な相手は中国人民解放軍であり、紛争の内容は以下の2つである。一つは、Aソムおよび隣接するソムにかけて存在する軍事演習場がここ20数年来拡大を続けており、B氏の牧地がそのエリア内に取り込まれつつあることに起因する牧地争いであり、もう一つは、間接的な牧地争いなのだが、現地部隊に雇用されていた漢族の牧民との紛争である。本報告では、おおよそ時系列に添った形で、1980年代に始まる軍事演習場に起因する牧地争い、1990年代の漢族の牧民との紛争、そして2010年から始まる、中国人民解放軍による牧地の最終的な収用活動に起因するモンゴル族牧民の「上訪」のプロセスについて記したい。

軍事演習場に起因する牧地争い

Aソムにおける軍事演習場の起源は、1950年代に遡るという。当時、内モンゴル自治区の主席だったウラーンフーが、中国人民解放軍の演習場として土地を貸し出すことに合意したのがその発端であると、B氏の家族をはじめ現地の牧民は認識している。

ただし、1980年代前半までは演習場の範囲も狭く、戦車もあまり広範囲で移動しなかったという。部隊が家の近くを通る際も、酒や茶などのプレゼントを持って軍人が訪問し、丁寧に断りを入れてから通っており、また牧民に薬品の提供や、軍の車を使わせるなどの便宜を図っていたため、地元牧民の軍隊に対する感情も良好であったという。

ところが1987 ～ 88年頃より人員や戦車が増え、移動範囲が拡大した結果、草原の砂漠化が引き起こされるなどの影響が出始めた。また、訓練方法も変化し、ロケット砲や爆弾などを使用する大規模な演習が行われ始めたため、牧民と軍隊の間にトラブルが発生するようになったという。

牧民と軍隊の間にトラブルが発生し始めた当時、中国人民解放軍は1972年にウラーンフーから土地を買ったのだ、と主張したという。ただ当時は、Aソムの幹部がウラーンフーの秘書から「演習場の土地は貸し出したものである」との言質を取り付けたため、一旦は中国人民解放軍側が主張を取り下げ、和解した。しかし、1988年12月にウラーンフーが死去すると翌春、中国人民解放軍は再び土地はウラーンフーから買ったものであると主張し、今度はウラーンフーが土地を売却することに合意した証書を持ち出してきた。ただし、現地の牧民は皆、その証書は中国人民解放軍がウラーンフーの死後、捏造した偽物であると認識しているという。

筆者の見解としても、1972年代ウラーンフーが中国人民解放軍に土地を「売った」という主張は、その詳細な文言を明らかにしえないため想像の域を出ないが、当時ウラーンフーが置かれていた状況を考えると、少なくともその実効性には疑問を持たざるを得ない。他方で、1950年代の貸し出し時の合意事項に、期限や範囲に関する定めがないことも考えられるため、それを紛争当時の制度に適合するように、そして多少中国人民解放軍側に有利なように、自治区政府などともある程度合意の上で、後付け的に「売った」という書類を作った可能性は否定できず、中国人民解放軍が単独で捏造したものかどうかにも疑問の余地は残る。

ただし、制度論的に見ると、現在中国における土地は国有もしくは集団所有の公有制であるため、中国人民解放軍に「売られた」土地は疑いなく国有地となり、集団所有の公有地の利用権しか持ち得ない牧民にとっては、そもそも演習地に対する権利の主張、少なくとも利用権の確保ないし補償を求める主張は困難となる。もちろん、地方政府が彼らに土地の利用権を認めてきたという「錯誤」をどう償うのか、という問題は別途発生するが、少なくとも中国人民解放軍と牧民との関係性においては、牧民は排除されるべき「不法占拠者」と見なされ得ることになる。

そして現に中国人民解放軍は、地方政府をも取り込みながら、そうした認識枠組みに即したと思われる行動を1990年代以降、強化していくことになる。まず1990年以降、中国人民解放軍が主張する演習場のエリア内では、軍事地域であるからという理由で新しい建物の建設を禁止し、建設した家は戦車で倒壊させたり、爆破したりしたという。また演習場内で牧民が死傷しても、中国人民解放軍はごくわずかの見舞金を提供するのみで、額が少ないとクレームをつければその見舞金すら支払わない状況であるという。

また、B氏の家族によれば、少なくとも1993年の段階でAソムの幹部は、ウラーンフーが土地を中国人民解放軍に売ったという証書の存在と有効性を認めていたという。牧民側の認識では、この段階までに中国人民解放軍は盟、旗、ソムの各レベルの幹部に金銭や物品を公的ないし私的に提供し、彼らの支持を取り付けるか、少なくとも反対意見を表明しづらい状況に追い込んでいたと想像している。そして、演習場のエリアはその後も拡大を続け、牧民側の表現としては「地方政府の黙認のもと、どこでも勝手に広げている」状況で、現在では演習場の範囲は50km×30kmのエリアにまで拡大しているという。その結果、B氏の家族の夏営地は演習場の直近となってしまい、実質的にそこへ移動して放牧することはできない状態にあるが、中国人民解放軍からそれに対する補償金は支払われていないという。

そのほか、演習場のエリア内には多くの軍事施設が建設されており、地元の牧民たちはそこに都

市を建設するつもりではないかと噂しているという。また近隣都市から演習場への道路建設やエリア内での深井戸の採掘も進んでおり、植生の破壊や水資源の枯渇という点で周辺の草原への悪影響を懸念していた。なお、彼らはこの演習場で2013年、5か国合同の国際的な軍事演習が行われると認識しており(9)、そのためエリアの拡大と土地収用を急いでいるのだと考えていた。

漢族の牧民との紛争

既に簡単に触れたように、B氏の家族が経験した紛争の相手方となる漢族の牧民は、Aソムや近隣地域の一般的状況とは若干異なり、地方政府から何らかの方法で土地を入手した人々ではなく、中国人民解放軍からヒツジの放牧を委託された牧畜労働者であった。紛争の直接的な内容は、B氏の住居の南側に移住してきた2世帯の漢族が彼らの家畜を繰り返し大量に盗み、一方B氏の家族は彼らを排除するために様々な策を講じ、結果的に排除に成功するというストーリーであり、その意味では家畜盗をめぐる争いである。しかし、B氏の家族の認識としては、漢族は自分たちを追い出すために嫌がらせをしており、対抗しなければかつてと同様、Aソムからも追い出されてしまうという危機感のもとで行動していた。つまり、漢族に圧迫されて張北県から移住を繰り返し、Aソムに至ったという経験を有する彼らにとって、これは間接的な牧地争いと位置づけられていた。

現地に漢族の牧畜労働者が流入してきたそもそもの背景は、1970年代から現地の中国人民解放軍がヒツジの飼養を行ってきたことにある。中国人民解放軍は「自力更生」をモットーとするため、おそらくは自前の食料調達を主たる目的として始めた活動であると思われるが、当初は四子王旗に隣接する西スニト旗のモンゴル族牧民にヒツジの放牧を委託していたという。B氏の家族によれば、当時は現地に漢族はおらず、また漢族を雇ってはいけないというルールが存在したとのことである。そのため西スニト旗のモンゴル族に対し、20年放牧すれば家族に都市戸籍を与え、都市での職も提供するという条件で預託していた。これは要するに、彼らを軍属として待遇するということであり、現に当時家畜を預託されていたモンゴル族牧民の息子は、四子王旗内である企業のポストを得たという。

しかし、中国人民解放軍にとって雇用者に軍属待遇を与えるという条件が負担となり、1990年以降、新たな預託先を外部の漢族に切り替えた。彼らの待遇は、給与面では従来のモンゴル族牧民と大差ないものであったが、将来的に軍属としては扱わず、契約期間のみ給与を与えるという純粋な労働契約であった。しかし、それでも牧畜労働者としての職を求める漢族は多数存在し、結果として急速に漢族の牧畜労働者が流入するようになったという。1990年代、現地には中国人民解放軍のヒツジを放牧する牧畜労働者が、多いときで20世帯以上存在したそうである。

1992年、B氏の家から1kmほどの地点に、漢族の牧畜労働者が2世帯移住してきた。なお、住宅は中国人民解放軍が建設して彼らに提供したものである。まず問題となったのは、彼らがB氏の家の前まで来て放牧することである。以前、西スニト旗のモンゴル族牧民がヒツジを委託されていた時分にも、人民解放軍の威光を背景に彼らの畜群がB氏の牧地を侵犯することはあったという。ただ、モンゴル族同士ということもあってお互い多少の遠慮もあり、内心不愉快であっても事を荒立てることはなかったが、漢族の牧畜労働者の行動は許容できる程度を逸脱していたという。また、

かつては地元の有力者として中国人民解放軍も一目置いて尊重していたB氏が、当時は既に故人であったことも一因であったようである。

自分たちの牧地が勝手に使われていることに腹を立てたB氏の息子の1人は、彼らのヒツジをバイクで追い立てた。すると中国人民解放軍側から「あなたがバイクで我々のヒツジを追い立てるなら、我々は戦車であなたを追い立てる」と警告され、実際に戦車が彼らの牧地の柵を破壊したこともあったという。結局、B氏の息子が中央から出張してきた参謀長と直談判して和解し、その後は中国人民解放軍との直接的な対立は解消した。

ただし、一方で漢族の牧畜労働者との紛争は継続していた。彼らが来てから、最初の頃は1年でヒツジを50頭ほど盗まれたという。そのため、盗難防止のためヒツジの群れには常に誰かが牧夫として付かなければならず、B氏の家族も牧畜労働者を雇わざるを得ない状況になった。なお、1970年代から中国人民解放軍の家畜を委託されていた西スニト旗のモンゴル族牧民は、受託家畜を私物化することはあっても[10]、Aソムのモンゴル族牧民の家畜を盗むようなことはほとんどなかったという。それゆえ1990年以前は、ウシやウマなどの大型家畜は、ほぼ放し飼いに近い状態であったそうである。

漢族の牧畜労働者のヒツジの盗み方は、以下のようであったという。まず、放牧中に自分の管理する群れを故意にB氏の群れに混ぜ、2つの群れを分離する際にB氏側のヒツジを連れ去る。帰宅後、そのヒツジは家畜囲いの地下にある秘密の倉庫に隠し、B氏の家族がヒツジの返却を求めて来訪しても、少なくとも一部は地下倉庫に隠しておいて欺く。その後、盗んだヒツジは、所有者を示す耳印を適当に改変したり、あるいは耳を切り落としてしまったりする。そして、ヒツジの顔で個体を識別できるB氏の家族が後日「これは自分たちのヒツジだ」と主張しても彼らは認めず、また警察に訴えても「証拠がない」と言って取り合わないため、結局は泣き寝入りするしかなくなるという。B氏の家族はあまりに頻繁に家畜を盗まれるため、漢族牧畜労働者たちとの間の関係は当然ながら険悪であり、喧嘩が絶えなかった。

こうした状況に激高したB氏の息子の1人は、1993年のある日、家から狩猟用の銃を持ち出し、報復のため一方の牧畜労働者の家に向かった。ただ、若干の躊躇があって銃を屋外に置いて彼らの家に入ったところ、その日に限ってなぜか先方が優しく「このヒツジはあなたのものでしょう」と認めてヒツジを返却したため、殺傷事件を起こさずに済んだという。ただし結局彼らは盗みを止めず、その後もウシを2頭ほど盗まれたそうである。

他方、B氏の家族側もこの一件を契機として冷静な対抗策を模索した。結局、彼らが選択したのは、2世帯の牧畜労働者の関係を悪化させ、彼らを対立させることで自らへの被害を軽減することであった。

元々、この漢族2世帯は仲が良かったという。彼らは近隣のモンゴル族牧民の家畜を盗むだけではなく、中国人民解放軍から受託したヒツジも先述の西スニト旗のモンゴル族牧民と同様、出生数を少なめに報告するなどの方法で私物化していた。そのため、お互いが仲良くしておき、互いに協力して彼らの悪事が露見しないようにする必要があったという。

それに対し、B氏の家族は、一方の牧畜労働者とは親しく付き合い、他方とは話もしないように

した。すると、後者は前者がモンゴル族牧民と親しく付き合う様子を見て、恐怖心と不信感を抱くようになり、ついに両家は喧嘩を始めるようになった。そしてある日、B氏の家族が親しく付き合っていた家の夫が、もう一方の家の妻を平手打ちにするという事件が起こった。漢族の文化では、女の人を殴ってはいけないし、万一殴られるようなことがあれば、相手の家に行って大げさに倒れこみ、「養ってくれ、賠償してくれ」などと要求することがあるという。モンゴル族はそれを「ライモルドフ」と呼び、漢族独特の行動様式であると認識している。ただそのため、漢族との喧嘩においてはモンゴル族も女性を先頭に立て、相手が手を出せないようにするという。

つまり、そうした文化的背景を持つ漢族同士の喧嘩で、この時は男性が女性に手を上げたわけである。殴られた方の家の妻は、友人宅に遊びに行っていた夫を探し、その家の近くまで行くと這いつくばって家に入り、「殴られた、重傷を負った」と怪我のひどさを演技しながら訴えた。それを知った夫は怒って家に戻り、全裸になって、包丁を持ち相手方の家に向かった。こうすることで、相手は「向こうの家の夫が狂った」と思って怖がると考えたようである。そして相手の家の夫を、全裸のまま包丁を握り、走って追いかけ回し、相手方はバイクに乗って逃げ回った。

その後、事件を知った中国人民解放軍が事情聴取に来たところ、お互いに「向こうは盗みをしている、受託家畜を私物化している」と相手の悪事を暴露したため、結局両方とも解雇され、Aソムから追い出された。1998年のことであった。彼らが引っ越していった後にB氏の息子の1人が彼らの住宅を見に行ったところ、夏に野菜などを保存するところだと思っていた住宅の地下貯蔵庫から家畜囲いまでトンネルが掘ってあり、ここに盗んだ家畜を隠していたのかと呆れつつ納得したという。なお、この1998年には中国共産党中央から、中国人民解放軍の一切の生産活動や商業活動を禁止するという命令が出されたため[11]、結局Aソムにおける中国人民解放軍によるヒツジの放牧自体が命令違反という理由で中止されることになったそうである。

本節の最後に、B氏の家族をはじめとする、現地のモンゴル族牧民がこうした家畜盗の解決に対し、警察は有効でないと認識していることを示す事例を紹介したい。あるとき、B氏の家族のヒツジを、中国人民解放軍の兵士が盗んでいった様子を、B氏の息子の1人が望遠鏡で見ていた。彼らはヒツジを殺し、Aソムの中心地へ運んで食べてしまったという。そこでAソムの警察に訴え出たところ、警察は軍人には手を出せないという回答であったため、地元の有力モンゴル族牧民に頼んで中国人民解放軍の幹部に携帯電話で連絡を取ってもらった。すると、すぐに調査して容疑者を逮捕し、ヒツジの代金も払ってくれることになった。ただし、払ってくれる金額はヒツジの時価であるため、これでは窃盗の抑止効果はないと感じたという。すなわち、「運悪く」窃盗が露見して捕まったとしても、盗品の市場価格相当分を弁償すればそれでよく、露見しなければ「盗み得」になるためである。しかも、ヒツジの代金は牧民に直接支払われるのではなく、警察に支払われるので、警察にも相応の「手数料」を払わないと牧民はヒツジの代金も回収できない。そのため、少々の被害であれば警察に訴えること自体が無駄であることも痛感したという。

なお、これは警察のみならず、地方政府に対する彼らのまなざしも同様である。本報告で取り上げている中国人民解放軍の演習場に関して、地元の牧民は以下のように噂している。実は、中国人民解放軍は1990年から毎年、演習場を利用する見返りとしての補助金を地方政府に対して支給して

いたのだが、その6割はウラーンチャブ盟（現在はウラーンチャブ市）政府が使い、3割は四子王旗政府が使い、1割をAソム政府が使い、牧民には届かなった。その実情を知った牧民から繰り返し各種の抗議を行った結果、2011年に、つまり補助金の支給開始から20年以上経ってようやく、初めて補助金が牧民に配られた、と。

現在、既にモンゴル族牧民には自力で障害を排除するだけの、軍事力を含む実力はなく、地方政府は中央政府とは必ずしも同じ志向性を共有していないものの、少なくとも無条件でモンゴル族牧民の側に立つとは限らない。こうした状況下においてモンゴル族牧民は、いやおそらくは中華人民共和国に住む特段の権力も持たない人々は、多かれ少なかれ、制度や、その現場レベルにおける解釈・実行者である地方政府などの機関といった、個人よりはるかに強力なアクターたちと上手く折り合いをつけつつ、何とか生存の余地を見出し、日々の生活を送っているのである。またそれは、少なくとも個人レベルで見る限り、地方政府の幹部など、一般の人々と比較すれば多少の権力を持つ人々に関しても、実は大差ないのかもしれない。

本報告で紹介した牧地争いも、おそらくはそういった、個人や機関などそれぞれのアクターが生存の余地を見出すために周囲のアクターと相互に影響を及ぼしあう中で発生し、同様に相互作用の中で変化していくプロセスであると理解しうるだろう。だとすれば、次節で取り上げる「上訪」は、こうしたプロセスの中でより強力なアクターを味方につけることで、変化の方向性を自らに有利な方向へ導こうとする活動の、一つの典型として理解し得るであろう。

モンゴル族牧民の「上訪」のプロセス

2010年になり、B氏の家族ら現地の牧民は、中国人民解放軍に土地を引き渡し、移転する契約書にサインを迫られるようになった。先述したような状況認識により、中国人民解放軍は土地収用を急いでいると牧民たちは考えており、それゆえ彼らは土地の引き渡しを拒絶することは不可能だろうと判断していた。無論、牧地の喪失は彼らにとって死活問題であり、土地の引渡しに応じること自体も苦渋の決断であったが、それはもはや争点にはなりえないと諦めていた牧民たちにとって、より現実的な問題として立ち現れたのは、補償金の金額と支払い方法であった。

Aソムの役人が牧民たちの家を訪れ、上述の書類にサインを迫ったが、その際、補償金を支払うべき主体であるソムには資金が足りず、全額支払うことができないため、来年支払うという約束で、書類にサインして立ち退いて欲しいという説明であった。そして補償金の金額は、1人あたり10万元に加え、今後5年間は牧地1ムーにつき3元を支払うという内容であったという。

その場に居合わせた牧民たちは、以下のように感じたという。10万元では四子王旗の中心地ウラーンホアで住宅も買えない金額である。しかも、上記の補償金を受け取ってしまえば、もう何の補助も受けることができない。一方、たとえばB氏の家族のように5000ムーの牧地があり、牧畜を続けることができれば、やり方次第ではあるが最大で10万元、悪くても5～6万元の年収が見込める。今まで牧民しかやったことのないモンゴル族にとって、補助金を元手にしてもビジネスができないことは1990年代の経験から明らかである。しかしソムの役人は、国の目的に使うので出て行ってくれと言うばかりで、牧民たちがどこへ行こうと関心がない様子である。これでは、生存のチャンス

も与えないのと等しい。自分たちは10万元を持ってどこに行けばいいのか。せめて、生きていける金額を払ってほしい。また、補償金は来年支払うと言っているが、一旦牧地を離れてしまえば、そこには軍隊が銃を持って入ってきてしまい、もはや自分たちは入れない。仮に補償金が支払われない事態が発生しても、その時、自分たちには抵抗する拠り所さえないであろう、と。

Aソムも、また牧民が利用する草原の管理主体である四子王旗も交渉に応じる姿勢を見せないことに苛立った現地の牧民たちは、まず四子王旗を管轄する盟レベルの行政単位であるウラーンチャブ市の集寧に行き、補償金が少ないと市政府に対し抗議の「上訪」をしたが、市政府の担当者は旗政府の役人と繋がりがあるためか、問題解決の姿勢を見せなかったという。なおこの時、ウラーンチャブ市まで抗議に行った牧民は50名ほどであったが、四子王旗の副旗長と旗公安局の警察官が、彼らを見張りにウラーンチャブ市までついて来たそうである。

牧民たちは市政府の対応に業を煮やし、時間の無駄であると判断して、問題解決の可能性を探りにフフホトの内モンゴル自治区政府へ「上訪」に行くことにした。当初、フフホトへは80名の牧民が行く予定をしていたが、副旗長が彼らに思いとどまるよう説得をし、また旗の警察官も彼らをマークするようになり、結局30名ほどがフフホトへ行った。なお、副旗長と旗の警察官はフフホトにもついて来た。しかし、そこでもあまり効果がなかったため、彼らはついに北京まで「上訪」へ行くことを決意したという。

2011年11月下旬、40名ほどの牧民が北京へ行った。中央政府のある中南海へ向かうと、そこには各地から「上訪」に来た人々と、おそらくは同じ地方から上京してきた人々を連れ戻そうとしていると思われる、彼らを殴っている警察官とが合計1000名ほどいたという。牧民たちは、中央政府の担当者がモンゴル族に会ってくれるか判らなかったので、目立つようにデール（モンゴル服）を着込んで中南海へ向かった。

北京でも、彼らに対し副旗長と旗の警察官から妨害が入った。もし中央政府で問題になったら、旗政府から罰金を科すとも脅された。しかしデールを着て中南海に行くと言ったら、もう行っていい、と諦めたという。デールを着て中南海に到着すると、中央政府の人も相手をしてくれて、早く入るように言ってくれた。この経緯について、報道関係者がデールを着た彼らの写真を撮ったら面倒だと思い、目立つ陳情者は早く入らせてしまえ、という判断だったのだろうと牧民たちは認識している。

中央政府の担当者は、牧地に対する補償金の支給年数を5年から18年に延長するという調停案を提示した。B氏の家族たちは、さすがに中央政府の担当者には手を回していなかったので、牧民たちの陳情を聞いてくれたのだと理解している。そして、旗幹部も、この調停案に同意した。しかし、彼らが北京から戻ると、旗政府は北京での約束を反故にした。

そのため、12月に再び北京への「上訪」を計画していたところ、旗政府から個々の牧民に対して強力な説得工作が展開され始めた。例えば、リーダー格の牧民の1人は旗長から直接電話があり、今回北京へ行くのを止めたら銀行からの融資を斡旋する、などの懐柔案が提示されたという。

結局牧民たちは、既に1年近く抗議活動を続けて疲弊していたことに加え、再び北京へ行っても直接的に大きな成果が見込めるわけではないと判断し、2回目の北京への「上訪」は中止した。た

だし、一度北京へ「上訪」に行き、中央政府からの調停案を引き出したという実績は、地方政府の譲歩を引き出すカードとしては有効に機能したようで、2012年3月現在、1人当たりの補償金の金額は当初の10万元から14.9万元に引き上げられ、既に書類へサインした牧民もいるという。

この中には1990年代にAソムへ移住してきた漢族も含まれており、ある漢族の世帯は1人当たりの補償金が出るという情報を入手するや否や、何らかの手段を講じて彼らの戸籍に親族20名以上を転入させた。「上訪」を主導したモンゴル族牧民たちは、自分たちは本音としては牧地を手放したくはないが、中国人民解放軍の要求に従わざるを得ない状況ゆえに立ち退くのであり、だからこそ立ち退き後の自分たちの生存権を防衛するために抗議活動をしているのに対し、立ち退きを所与の条件とみなし、そこにビジネスチャンスを見出そうとしているように見える漢族牧民のしたたかさに驚いたという。

なお、この戸籍の移動については、現地のモンゴル族をも悩ませる問題となっている。例えばB氏の家族でも、息子の1人は妻と子供を集寧の都市戸籍に移してしまっているという。その理由は、子供を集寧の学校に通わせるにあたり、集寧の戸籍を持っていないと不利益を被るためである。しかし、集寧に仕事があって都市戸籍を取得したわけではないので、生活は決して楽ではないという。

郷里の牧地を手放すということは、彼らにとって生活基盤となりうる資源を手放すことを意味するのだから、ぜひとも1人当たりの補償金を受給したいが、それには先述の事例と同様、戸籍を原住地のAソムに戻す必要がある。ところが、それにはガチャ長の承諾が必要であり、承諾を得るには1人5万元ほどの「手数料」が必要であると彼らは見積もっているという。どの程度の金額で何人認められるか、現在交渉中であるというが、そもそも集寧の都市戸籍を取得した背景には、現地における学校の数の少なさがある。

現在、四子王旗では小学校ですらソムには基本的に存在せず、旗中心地のウラーンホアか、例外的に学校のあるシャルムルン＝ソムに行かせなければならない。彼らは、漢族地域には5万人に1つの学校があるのに、モンゴル族地域には30万人に2つだけしかない、と対比していた。そのため、子供を学校に通わせることを目的に、ある世帯の中で子供とその世話をする者が都市部へ移住することは一般的な現象であるという。

おわりに

本報告では、主としてモンゴル族牧民と制度・権力、あるいはそれを行使する人々との関係性について、牧地争いの経験と認識、および対応に焦点を絞って記述してきた。ただ言うまでもないことであるが、彼らと制度・権力との関係は、牧地争いという事件には至らないレベルでも、日常的に取り結ばれているものである。特に、本報告で折に触れて言及した土地、戸籍、教育制度などは、彼らの日常生活における様々な意思決定の場面で少なからぬ影響を与えている。本節では、本報告では正面から取り扱えなかったこれらの問題について、断片的ではあるが、本報告でのインフォーマントとなってくれたモンゴル族牧民たちがどのように認識しているのかを、彼らの言及から簡単に紹介したい。

本報告のインフォーマントは、政府組織や中国共産党からは距離のある、そしてそれゆえに「モ

ンゴル的なもの」に強い愛着を感じ、自らのアイデンティティを「モンゴル」に求めるスタンスの人々であるといえる。無論、全てのモンゴル族牧民が本報告で示したような認識や価値観を共有しているわけではないが、筆者のフィールド経験から判断すれば、それは決して稀なものでもない。むしろ、モンゴル語でフィールドワークをする限りにおいては、程度の差こそあれ、毎回どこかで耳にするような言説の、少し強めのバージョンという印象を筆者は抱いている。そして、彼らの懸念は、端的に言ってしまえばモンゴル族が「漢族（ヒャタド）」に、あるいは「漢族（ヒャタド）のように」なってしまうことなのである。

無論、国家の視点から見れば、中華人民共和国においても国民形成はむしろ望まれることであろう。その意味で、国家レベルにおいてモンゴル族を可能な限り等質な国民としての「中国人（ヒャタド）」にするべきだ、あるいはしたい、という意思が存在し、それが各種政策に反映することは決して特異なことではあるまい。ただ、モンゴル族が「中国人」と「漢族」に同じ単語をあて、両者を区別していないように、国家レベルで人口の大多数を占める漢族自身も、両者を厳密な区別なく利用している傾向は否めない。

例えば、彼らは100年前に移住した米国籍保持者の漢族を「中国人」と呼ぶことに躊躇はしないだろうが、同じく100年前に移住したモンゴル国籍保持者のモンゴル族を「中国人」と呼ぶことはないだろう。これはまさに、中華人民共和国が国民としての「中国人」を創出しようとする際、そのモデルが「漢族」とは別立てで想定されているわけではない、もしくはそう想定される必要があるという認識すら欠如していることの証左となろう。それゆえ、その内実はどうあれ、あるいは漢族が何を考えているに関わらず、本報告で紹介したようなモンゴル族の人々にとっては、自らの「伝統」の改変を中華人民共和国の側から迫られるとき、その改変のベクトルは「漢族化」と認識され、それゆえに嫌悪されるべきアクションに分類されるのである。

例えば、牧地分配後の土地政策については、制度面での規定と彼らの価値観の齟齬を以下のように認識、解釈している。彼らの価値観としては、従来親の財産を相続するのは末子が優先されるという規範があるため、牧地が分配される以前の移動生活当時は財産として認識されることのなかった牧地についても、同様の規範が適用されるべきだという考えが存在する一方、制度的には親の牧地は女子を含む全ての子供たちに等しく相続権が認められているため、もらえる財産はやはり欲しいと考える子供たちの間で牧地の相続をめぐる不和がしばしば起こるという。

これも、「漢族化」を懸念するモンゴル族の人々から見れば、末子相続の理念を妨害する形で導入された均分相続制度は、モンゴル族内部の不和を助長して、モンゴル族が一致団結することを疎外するための制度と認識されうる。また、双方的な均分相続は牧地の細分化のみならず、例えばある世帯が、現住地と妻の実家に牧地を所有しているというような、牧地の分散化をもたらす。こうした牧地の細分化と分散化の結果として、人々が小面積かつ各地に分散した牧地を所有するようになり、そのままでは牧畜経営には使えないがゆえ、最終的には牧地を売却することになる。そして牧地を失ったモンゴル族は牧畜ができなくなり、都市に移住すればその子供たちは小さい頃から漢語の環境で育ち、またモンゴル語は就職に役立たないため、モンゴル語のリテラシーも身につかない恐れがある。こうして彼らは、将来的にモンゴル族の文化が失われるのではないか、そして振り

返って考えてみれば、そもそも国家の土地政策はモンゴル文化の消滅を「意図せざる結果」として招来するのではなく、それが「本来の目的」だったのではないか、という疑念を抱くようになる、という負の連鎖が生じている。

また別の事例として、近年彼らの戸籍が突然変更された、というエピソードも挙げておきたい。本件もまた上述の土地政策と同様の論理展開を示すのであるが、事の発端は、2010年より四子王旗で、牧民の戸籍のカテゴリが「非城市」から「其他」へ変更されたことである。現地の牧民の説明によれば、以前は戸籍が「都市」「農民」「牧民」の3種類に分かれていたが、牧民の戸籍は1990年頃からなくなり、農民とあわせて「非城市」となった。「非城市」は要するに農村という意味で、「非城市」戸籍の保持者は農地や牧地などの土地を占有し、利用することができる。かつて「非城市」戸籍は、中華人民共和国の都市民優遇、農民差別の象徴的制度として理解されていたが、近年はこの土地の利用権ゆえ、むしろ小規模な地方都市の戸籍より有利であるとみなされることもあるという。

ところが現在、四子王旗では、戸籍は「都市（城市）」「農民（非城市）」「牧民（其他）」の3種類に再編されている。この事実は、現状の実際的な意味合いとしては、牧民は「非城市」戸籍保持者向けの補助が受けられない、といったような比較的小さな差別待遇を経験するにとどまっている。例えば、B氏の息子の1人が電気製品を買う際、「非城市」の戸籍を持っている購入者には政府から数パーセントの補助金が出るため、自分の戸口簿（戸籍簿）を店員に示したところ、「『其他』戸籍の方は対象になりません」と言われ、牧民は農民よりも差別されていると感じたという。

もちろん、こうした差別待遇も決して無視しうるものではないが、彼らはそれだけでなく、この「其他」という表現にもっと大きな含意の可能性を想定している。つまり、土地に対する権利が制限されるのではないかという可能性である。もっとも悲観的な見解としては、牧民を戸籍上も農民とは異なるマージナルな立場に追い込むことで制度的に牧地の立ち退きを容易にし、牧地を鉱山に転化しようとしているのではないか、また牧民という存在自体を消し去りたいのではないか、というものも存在する。

こうした見解の根拠として、上述の見解を示した人物は、環境保護を名目として現在内モンゴルで実施されている「禁牧」政策も、実際には鉱山開発の予定地を「禁牧」地域として設定し、牧畜ができないなら鉱山会社に土地の権利を売却したほうが有利であると思わせるような状況を誘導しておいて、牧地の収用を円滑に進めるためのツールとして機能しているとの認識を示し、戸籍制度の改変もその同工異曲ではないかと推測していた。筆者の見解としては、全ての「禁牧」が鉱山開発の論理で実施されていると理解するには無理があるが、それが目的であったかどうかはともかく、「禁牧」後に鉱山開発が行われた牧地が内モンゴルのいずれかの地域に存在したであろうことは大いにありうると考えている。そして少なくとも彼らの立場から見れば、上記のような論理展開を裏付ける論拠として、そのような「状況証拠」が一例でも存在すれば十分なのであろう。

今回のインタビューを通じて筆者は、現在、彼らにとって、もっとも差し迫った危機はモンゴル族の脱牧畜化と、脱モンゴル語化であるという印象を受けた。つまり、彼らの「モンゴル」アイデンティティの根幹を形成しているものが、この2点であるということだろう。それゆえ、この2点が

消失すれば、モンゴル族は消滅すると認識されている。もちろん、エスニシティ論の見地から言えば、生業が変化しようと、使用言語が何語になろうと、それだけでモンゴル族としての「われわれ意識」が消滅するわけではない。極論すれば、適切なエスニックマーカーが設定され続ける限りにおいて、モンゴル族と他者との境界は維持可能である。上述のような、現存のエスニックマーカーを維持する努力に加え、今後いかなる事象が新たなマーカーとして発見されうるのか、今後の調査研究を通じて注視していきたい。

一方、内モンゴルにおける政策と実践の関係性については、現状においては現場からの地方政府への目線、つまり国家レベルの政策がいかに地方政府レベルにおいて解釈・実施されているのかについての現場からの解釈は、本報告を通じて一定程度明らかにできたと筆者は考えている。今後の課題としては、地方政府レベルの当事者がその解釈・実施過程をいかに認識しているのか、何らかの方法によって解明することが第一に挙げられる。筆者はもし、このような事例研究が、今回の調査地域と異なる場所であっても実施できれば、それぞれのアクターの相互作用の実態について、より多面的に明らかにできるのではないかと考えている。

注

(1) チャハル省は1929年から1952年まで存在した(張家口地区行政公署弁公室ほか(編)　1992:5-6)。なおチャハル省の撤廃後、張北県は河北省の所属となっている。

(2) ただし朝鮮戦争においては、内モンゴルの騎兵部隊も義勇兵として投入されていたようである（郝（主編）　1991:75-80)。

(3) 1950年代後半に始まる中ソ対立期、中国における最大の仮想敵はソ連であった。仮にソ連との戦闘が勃発すれば、モンゴル人民共和国は当然、ソ連側に立って参戦することは明らかであった状況で、内モンゴルのモンゴル族の軍事力はいつ同民族が多数派を占めるモンゴル人民共和国、すなわち敵側について北京に進軍してくるかもしれないという不信の対象であった。こうした不信は1960年代末の文化大革命初期、「内モンゴル人民革命党員」であることを罪状とするモンゴル族への粛清運動や、内モンゴル自治区の領域の大幅な縮小という形でピークを迎えることになる（郝（主編）　1991:294-323)。

(4) 筆者自身の経験としても、1990年代の前半には、一般の牧民も簡単に銃を手にできる状況にあった。筆者は1993年夏、シリンホト市郊外の草原で夜間、宴会の余興として行われた即席の「射撃大会」において、狩猟用の小銃を撃たせてもらった経験がある。

(5) 旧ソ連の「発展」のモデルは、マルクス主義的な社会の発展段階論に立脚して作成されたものである。そのため、いかに政治的に対立していようとも、同じく社会主義を国是とする中華人民共和国において、同様のモデルが標榜される可能性は存在した。そして現に、文化大革命終了後の中華人民共和国において、モンゴル族を含む移動牧畜民の定住化を正当化するロジックの一つとして、同様の発展モデルが標榜された（Li et al.　1993)。

(6) 例えば、筆者はかつてシリンゴル盟における同様のプロセスを調査・報告している（尾崎　2000)。

(7) B氏の家族においても、1990年代は年収の約半分が税費として徴収されており、非常な負担を感じていたという。

(8) 2011年5月10日、内モンゴル自治区西ウジュムチン旗で、炭鉱の石炭運搬トラックが牧地の植生を破壊することに怒った牧民とトラック運転手の間でトラブルとなり、牧民1名が大型トラックにひき殺されるという事件が発生した。この事件は5月中旬から下旬にかけ、現場の西ウジュムチン旗のみならず、近隣のシリンホト市・鑲黄旗・正藍旗・赤峰市および自治区の中心都市フフホト市などでの抗議デモを惹

起し、鉱山をめぐる牧地紛争が内モンゴル全域での関心事となっていることを図らずも示す結果となった。

(9) ただし参加国については知らない、とのことであった。

(10) あるモンゴル族牧民は、委託されたヒツジの仔畜を隠匿し、過少報告することで400頭のヒツジを私物化したというが、委託元の中国人民解放軍も、私物化についてはある程度予測しており、黙認していた部分もあったという。

(11) 1998年8月4日付『文匯報』に、中国人民解放軍の商業活動禁止と密輸取り締まりに関する記事が掲載されている。ただし実際には空軍が経営母体となっていた中國聯合航空のように、経営を継続していた企業も存在する。そのため、むしろヒツジの放牧のように、収益面から見て中止しても影響の少ない活動が命令遵守の象徴として、活動中止の対象に選択されたと理解することも可能であろう。

参考文献

阿古智子

2009『貧者を喰らう国　中国格差社会からの警告』新潮社。

郝維民（主編）

1991『内蒙古自治区簡史』内蒙古大学出版社。

Li,Ou, Rong Ma & James R. Simpson

1993 “Changes in the nomadic pattern and its impact on the Inner Mongolian steppe grasslands ecosystem”, *Nomadic Peoples* 33:63-72.

尾崎孝宏

2000「牧地の分割と定住化―南モンゴル、シリンゴル盟の事例」『鹿大史学』47:45-66。

2011「内モンゴル牧畜における土地利用の現状―四子王旗、農牧境界地域の事例―」『人文学科論集』73:1-25。

富窪高志

2008「中国の信訪制度について」『レファレンス』688:49-65。

張家口地区行政公署弁公室・張家口地区行政公署研究室・張家口地区行政公署地方誌弁公室・張家口地区行政公署地名弁公室（編）

1992『張家口地区県鎮概要』西安地図出版社。

本稿は、平成23年度科学研究費補助金基盤C（一般）「モンゴル高原における土地制度と移動牧畜の実践をめぐる実証的研究」（研究代表者：尾崎孝宏）の成果の一部をなすものである。